

鉛健康診断

(鉛中毒予防規則第53条)

法令で定められた鉛業務に従事する労働者に対しては、雇入れ時、当該業務への配置替え時およびその後6ヶ月以内ごとに1回定期的に、次の項目の健康診断を実施しなければなりません。

【必ず実施しなければならない項目】

業務歴の調査

- ・鉛による自覚症状および他覚症状の既往歴の調査
- ・血液中の鉛の量および尿中のデルタアミノレブリン酸の量の既往の検査結果の調査
- 鉛による自覚症状または他覚症状と通常認められる症状の有無の検査(下記1～10の症状)
- 血液中の鉛の量の検査
- 尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査

【医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目】

作業条件の調査

貧血検査

赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査

神経内科学的検査

の検査については、年2回のうち1回については医師の判断で省略することができます。

省略する際には、省略条件により判断することになります。

自覚症状または他覚症状については、医師が次の項目のすべてをチェックしなければなりません。



【医師が確認しなければならない自覚症状および他覚症状】

1. 食欲不振、便秘、腹部不快感、腹部の疼痛等消化器症状
2. 四肢の伸筋麻痺または知覚異常等の末梢神経症状
3. 関節痛
4. 筋肉痛
5. 蒼白
6. 易疲労感
7. 倦怠感
8. 睡眠障害
9. 焦燥感
10. その他

【鉛の代謝物の検査等の省略条件】

次に示す条件をすべて満たす場合に限られています。この判断は、産業医等の医師が当該作業現場の実態を十分に把握して、総合的に行うべきものです。

なお、省略可能とされた労働者が検査の実施を希望する場合は、その理由等を聴取したうえで判断することが大切です。

前回の健康診断を起点とする連続過去3回の鉛健康診断において、異常と思われる所見が認められないこと。

「血液中の鉛の量の検査」、「尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査」については、前回の当該検査を起点とする連続過去3回の検査の結果、明らかな増加傾向や急激な増減がないと判断されること。今回の当該健康診断において、『医師が確認しなければならない自覚症状および他覚症状の1～10の自覚症状または他覚症状のすべてについて、その有無を検査し、その結果、異常と思われる所見がないこと。ただし、これらの症状が、鉛以外の要因によると判断される場合は、この限りではない。

作業環境の状態および作業の状態等が従前と変化がなく、かつその管理が適切に行われていると判断されること。